Juntendo University Faculty of Health Science

2026年度　保健医療学部学生生活案内

Department of Physical Therapy
Department of Radiological Technology

学生各位

　この冊子には、大学施設の利用方法や各種届出、注意事項等が記載されています。内容を十分に理解し、みなさんの学生生活が楽しく充実したものとなるよう、そして順天堂大学の学生であることを常に意識して、規則等を守るように心がけてください。

　また、授業や課外活動等、生活の上で悩みや心配なこと、その他何でも相談したいことがありましたら、学生部長または本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室を気軽に訪ねてください。

保健医療学部

学生部長

目　次

順天堂大学校歌 … 1
順天堂大学のあゆみ … 2

1.　学生生活のしおり

学生生活を始めるにあたって … 4
合理的配慮について … 5
学生証・ネームプレートについて … 6
大学からの連絡等について … 6
各種証明書・願出・届出について … 7
通学について … 8
学生旅客運賃割引証（学割証）について… 9
学費の納入について …10
講義・実習・試験について …11
服装・接遇・マナーについて …11
大講義室・小講義室等の利用について …12
マルチメディア教室の利用について …13

2.　学生生活における留意事項

緊急連絡先について …15
急病時対応フローチャートについて …16
海外渡航・留学時における注意について…17
大地震発生直後の基本行動 …17
急性アルコール中毒に注意しよう！ …18
ハラスメント防止について …19
SNS における注意事項について …21
キャンパス敷地内全面禁煙について …21
危険ドラッグについて …22
悪徳商法に注意しよう！ …22
「特殊詐欺」に注意！ …23
キャンパス内の所持品管理に注意！ …24
マスメディアへの出演について …24
国民年金について …24
カルトの勧誘に注意！ …25
ブラックバイトに注意！ …25
闇バイトの勧誘に注意！ …26
SNS 賭博や性犯罪に注意！ …26
自転車ヘルメットの着用 …27

3.　学生生活の支援

課外活動について …29
課外活動団体に対する安全対策指導等について …29
健康管理と健康相談 …29
保険について …30
奨学金制度について …32
学生生活を支える学内施設とサービス …33

4.　学術メディアセンターの利用に関して

はじめに …36
利用にあたって …37
貸出・返却について …38

5.　こんなときは？　Ｑ＆Ａ …39

6.　順天堂大学学則・懲戒規程 …43

7.　キャンパス・附属病院マップ …50

順天堂大学校歌

宮沢隆治　作詞
間紀　徹　作曲
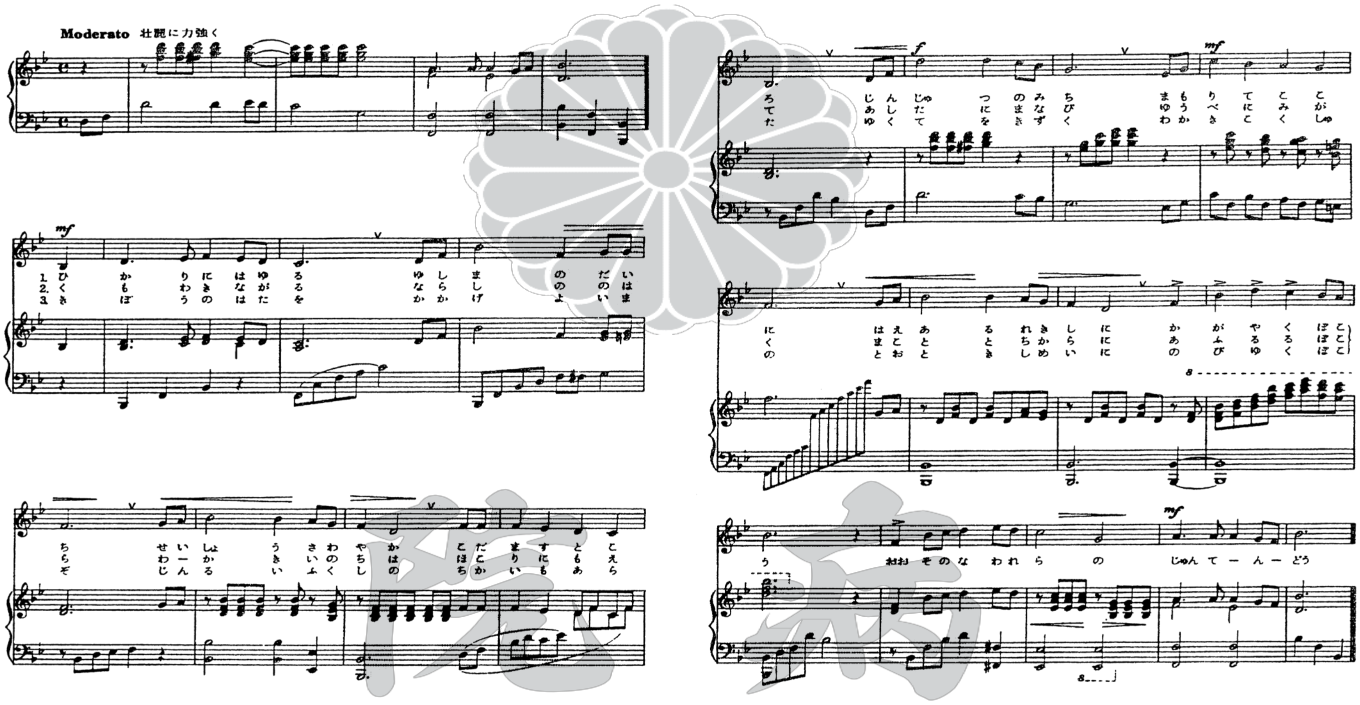
一
光りに映ゆる　湯島の台地
聖鐘爽やか　こだますところ
仁術の道　譲りてここに
光栄ある歴史に　輝く母校
おおその名われらの　順天堂

二
雲わき流る　習志野の原
若き生命は　誇りに燃えて
朝に学び　夕に磨く
誠と力に溢るる母校
おおその名われらの　順天堂

三
希望の旗を　掲げよ今ぞ
人類福祉の　誓いもあらた
行く手を築く　若き国手の
尊き使命に　伸び行く母校
おおその名われらの　順天堂

順天堂大学のあゆみ

1838	天 保　9 年	佐藤泰然　江戸薬研堀に蘭方医学塾を開く
1843	天 保 1 4 年	佐藤泰然　佐倉に移り、医学塾「順天堂」を開く
1873	明 治　6 年	佐藤尚中　下谷練堀町に順天堂医院を建てる
1875	明 治　8 年	佐藤尚中　湯島・本郷に順天堂医院を新築開院
1896	明 治 2 9 年	看護婦講習所開設
1943	昭 和 1 8 年	順天堂医学専門学校開校
1946	昭 和 2 1 年	順天堂医科大学に昇格
1947	昭 和 2 2 年	習志野キャンパス開設、全寮制教育始まる
1951	昭 和 2 6 年	順天堂大学に改組、体育学部（Ⅰ類・Ⅱ類）の開設
1952	昭 和 2 7 年	医学部医学科を開設
1959	昭 和 3 4 年	大学院医学研究科（博士課程）を開設
1967	昭 和 4 2 年	順天堂伊豆長岡病院を開院
1971	昭 和 4 6 年	私学初の大学院体育学研究科（修士課程）を開設
1984	昭 和 5 9 年	順天堂浦安病院を開院
1988	昭 和 6 3 年	創立150周年、習志野キャンパスを閉校してさくらキャンパス開設
1989	平 成 元 年	順天堂医療短期大学開学 順天堂越谷病院を開院
1993	平 成　5 年	体育学部からスポーツ健康科学部に改称
1997	平 成　9 年	大学院体育学研究科をスポーツ健康科学研究科に改称
2000	平 成 1 2 年	大学院スポーツ健康科学研究科博士課程を開設
2004	平 成 1 6 年	医療短期大学（3年制）を医療看護学部（4年制）として改組・改称 順天堂東京江東高齢者医療センターを開設（東京都の委託から順天堂自主運営に）
2005	平 成 1 7 年	順天堂伊豆長岡病院を静岡病院に改称 練馬病院を開院
2007	平 成 1 9 年	大学院医療看護学研究科（修士課程）を開設
2010	平 成 2 2 年	保健看護学部を開設
2013	平 成 2 5 年	創立175周年を迎える 大学院医学研究科（修士課程）を開設
2014	平 成 2 6 年	大学院医療看護学研究科（博士課程）を開設 日本医学教育歴史館を開館
2015	平 成 2 7 年	国際教養学部を開設
2019	平 成 3 1 年	保健医療学部を開設
2022	令 和　4 年	医療科学部を開設
2023	令 和　5 年	大学院保健医療学研究科（修士課程）、健康データサイエンス学部を開設
2024	令 和　6 年	大学院国際教養学研究科（修士課程）、薬学部を開設
2025	令 和　7 年	大学院保健医療学部研究科（修士課程）を（博士前期課程）に変更 大学院保健医療学部研究科（博士後期課程）を開設

1.学生生活のしおり

学生生活を始めるにあたって

これから本郷・お茶の水キャンパスで、あなたの学生生活がスタートします。新しい環境に早く慣れ、生活設計をしっかりと計画し、自分の意思のもとに実りある有意義な学生生活を過ごしてもらいたいと思います。豊かな教養を備えた優れた社会人に育つためには、正課の授業をおろそかにしないことはもちろん、正課外にクラブ・同好会活動や地域における諸活動に積極的に参加して、友人との交流や様々な経験を積むことが重要なことです。そのためには、健康面や精神面、また経済面においても安定していることが大事です。この冊子には、本学において皆さんが学生生活を過ごす上で必要な事務手続きやルール等が掲載されています。熟読してご活用ください。

事務室と窓口利用時間

部署名	場所	窓口利用時間	
		平日	土曜
本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	御茶の水センタービル 1 階	9：00～17：00	―
健康安全推進センター	センチュリータワー北棟 14 階	9：00～17：00	―
学生相談室	医局棟 3 階	9：00～17：00 （要事前予約）	―
学術メディアセンター	センチュリータワー9 階	8：30～23：00	12：00～19：00

※学術メディアセンターに関する詳細は、35 ページを参照

教育棟の入館時間

保健医療学部の教育棟は、御茶の水センタービル・診療放射線学科実習棟です。学事のため、土日祝日に入館する場合は教職員の指示に従ってください。

■　御茶の水センタービル

平　　日	7：00～18：00　自動開放 18：00～22：00　入館に学生証が必要
土日祝日	閉　館

■　診療放射線学科実習棟

平　　日	7：00～22：00　入館に学生証が必要
土日祝日	閉　館

長い学生生活のなかでは、いろいろな問題に直面し、悩まされることがあると思います。このような時は、まず自分で問題を解決しようと努力することが大切ですが、時には自分一人ではどうしても解決できない問題もあります。本学ではそのような問題を抱えて困っている学生の相談に応じるために、学生部委員やゼミの先生方、健康安全推進センター、学生相談室が設けられています。1 日でも早く問題を解決し、快適な学生生活を送れるよう遠慮なく訪ねてみてください。

①学生部委員・担任教員

学生部委員・担任教員は、学生生活、修学上の問題など、在学中のあらゆる問題について卒業するまで相談相手となり、適切な助言や指導をしてくれます。相談したい場合は、学生部委員や担任教員を訪ねてみてください。

②健康安全推進センター

入学後、学生生活において、健康、対人関係、性格上の問題、精神衛生、家庭、就職上の問題等で悩むことがあると思いますが、このような時は、健康安全推進センターへ気軽に訪ねてみてください。

③学生相談室

皆さんが学生生活を送る上でいろいろな悩みや不安に対する解決方法を探すお手伝いをし、充実したキャンパスライフを送ることができるようサポートするところです。カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）と悩みや不安について一緒に考えていきます。

④本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室

学生生活全般について相談したいことがある時はいつでも訪ねてください。

合理的配慮について

身体的な障がいやメンタル不調などにより、大学生活において継続的な困りごとや制限がある場合には、合理的配慮の申請を行い、必要な支援について大学とともに検討することができます。

支援を希望する場合は、まず担任の先生へ相談することから始めましょう。円滑な対応のため、配慮を希望する場合は、可能な限り早めに相談・申請してください。

合理的配慮は「特別扱い」ではなく、皆さんが本来持っている力を十分に発揮し、目標に向かって学び続けるために必要な支援です。到達目標や評価基準は他の学生と同じですが、目標に到達するまでの「道のり」において、必要に応じた支援を大学とともに考え、提供します。

困りごとや不安があるときは、一人で抱え込まず、ぜひ大学に相談してください。皆さんが自分らしく学び、将来、医療を支える専門職として社会に貢献できるよう、大学は皆さんとともに考え、支えていきます。

学生証・ネームプレートについて

学生証（実習時のネームプレートを兼ねる）は、本学学生として身分を証明するものですから、学生は常に携帯するようにしてください。学生証は入学時に交付します。学生証は定期試験受験時、学術メディアセンター利用時、及び各種証明書申請時等に必要となります。提示を求められた時はすみやかに提示してください。学生証を紛失したり、また他人に貸すなどして悪用された場合、大きな被害を受けることになるので、取り扱いには十分に注意してください。

学籍番号の意味

学籍番号は入学してから卒業するまで変わることがなく、定期試験受験時や各種届け等の事務手続きをする際に必要となります。正確に覚えておくようにしてください。

【例】●○△△◆◆◆（7 桁）の場合

●	○	△△	◆◆◆
学部	学科	入学年度	個人番号
（8…保健医療学部）	（1…理学療法学科） （2…診療放射線学科）	（西暦下 2 桁）	

（再発行手続き）

学生証を紛失・破損等した場合は、直ちに本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室の証明書自動発行機で「学生証再発行　クリップケース購入申請書」を購入し（再発行手数料 1,000 円）、必要事項を記入し、再発行手続きをしてください。交付までは 1 週間程度の時間を要します。

（学生証の返還）

学生証は退学・除籍等で学籍を失った場合は、直ちに返還しなければなりません。

大学からの連絡等について

JUNTENDO PASSPORT や学内掲示版、メールを見る習慣をつけよう！

本学では学生への連絡事項は、JUNTENDO PASSPORT<J-PASS>や学内掲示版、メールで行っています。また、特に重要な連絡事項は紙でも掲示を行います。掲示された内容については、「全ての学生に周知された」ものと見なしますので、キャンパスに来たら掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見なかったことで生じる不利益は本人の責任となりますので十分に注意してください。

J-PASS の設定方法等については、オリエンテーションにて説明します。至急のお知らせをする場合がありますので、受信メールアドレスを必ず設定してください。

各種証明書・願出・届出について

（１）各種証明書

各種証明書および発行料は次のとおりです。本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室窓口で申請書を記入、手数料を納入して発行手続きをしてください。期日に余裕を持って申請してください。

種類	取り扱い窓口	発行手数料	備考
学割証	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	無料	
在学証明書		300 円	
成績証明書			
卒業見込証明書			
卒業証明書			卒業生に限る
学生証再発行 クリップケース購入 申請書		1,000 円	ケース・クリップ紛失時は別途 300 円必要

※証明書自動発行機（保健医療学部事務室内）で発行

（２）欠席届

病気や忌引等でやむを得ず欠席する場合は、所定の「欠席届」に欠席理由を明記し、診断書等の欠席理由がわかる物を添えて、科目担当者へ提出してください。

（３）休学願

病気やその他やむを得ない事情のため、引き続き 3 カ月以上修学出来ない場合は、所定の「休学願」に休学理由を明記し、保証人連署のうえ、診断書等の事由を証明する物を添えて本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室へ提出してください。休学期間は在籍料を納入しなければなりません。

（４）復学願

休学期間が終了して復学する場合は、所定の「復学願」に復学理由を明記し、保証人連署のうえ、診断書等の事由を証明する物を添えて本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室へ提出してください。

（５）退学願

やむを得ず退学する場合は、所定の「退学願」に保証人連署のうえ、退学理由を明記し、本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室へ提出してください。

※（３）～（５）の願出は、担任教員と面談の上、提出してください。

（６）再試験受験願等

再試験等を受験する場合は、証明書自動発行機（保健医療学部事務案内）で「再試験受験許可願」を発行し、受験料（5,000 円）を納入してください。

通学について

（１）通学定期券の購入について

JR などの公共の交通期間を利用して通学する場合、学生証裏面に利用交通区間を明示し、交通機関各社備付の定期券購入用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して購入してください。定期券購入に際して、学生証以外に在籍を証明する書類の提出が求められた場合は、本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に申し出てください。

（２）自動車・自動二輪車について

本郷・お茶の水キャンパスでは、自動車・自動二輪車の通学は一切認めていません。クラブ・同好会の活動時に、大学・病院付近の路上に不法駐車・迷惑駐車をしている学生がみられます。この行為は、病院への救急車両の進入を妨げたり、患者さんの来院に支障を来たします。学内だけでなく近隣にお住いの方や施設にも迷惑がかかりますので、短時間でもコインパーキング等の駐車場に停めるようにしてください。

（３）自転車通学について

本郷・お茶の水キャンパスでは、学部生・大学院生に限り、駐輪場の利用が可能です。

駐輪場	使用可能時間	台数
第２教育棟駐輪場（屋内）	7 時 00 分 ～ 22 時 00 分	50 台
7 号館駐輪場（屋外）	7 時 00 分 ～ 22 時 00 分	80 台

利用希望者は、所定の申請書を本郷学生課に提出して駐輪許可証（シール）を受け取り、車体後方から見やすい位置に添付のうえ、利用してください。許可証が添付されていない自転車は、駐輪できません。7 号館駐輪場については、駐輪許可証で指定された場所を利用してください。また、近隣にお住いの方への配慮の観点から、使用可能時間を厳守することが当然ですが、時間内であっても静かに利用するように心がけてください。

（屋内用駐輪許可証）

（屋外用駐輪許可書）

学生旅客運賃割引証（学割証）について

学生旅客運賃割引（学割）とは、旅客鉄道株式会社（JR 各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社の営業キロが片道 101 キロメートル以上の区間を乗車する際に、運賃が 2 割引になる制度です。発行を希望する学生は、本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に設置されている証明書自動発行機で発行してください。

注意事項

① 本制度は修学上の経済的負担軽減を目的としています。以下の目的に該当する場合に限り発行可能です。
  (1)休暇、所用による帰省
  (2)実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
  (3)学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
  (4)就職又は進学のための受験等
  (5)学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
  (6)傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
  (7)保護者の旅行への随行

② 1 回の申請につき 3 枚、年間 10 枚までを原則とします。10 枚を超える場合は事務室窓口で相談してください。

③ 有効期間は、交付日から 3 カ月間です。但し、年度末にかかる場合は、3 月 31 日までとなります。

④ 主に旅客鉄道株式会社（JR 各社）が対象ですが、片道 100km を超える一部の私鉄や船舶等でも利用できる場合があります。詳細は各運行会社へご確認ください。

⑤ **申込みは使用者本人のみ可能です。他者への譲渡は絶対にしないでください。**他人名義や期限切れの学割証を使用し、不正が発覚した場合は、大学が学割発行停止の処分を受けることになり、大学は勿論、他の学生にも多大な迷惑をかけることになります。十分に注意してください。

＜学生団体旅行割引について＞

課外活動やクラス・ゼミ旅行等で、学生 8 人以上が教職員に引率されて同経路で移動する場合には、団体割引制度が利用できます。JR 各駅のみどりの窓口または団体旅行取扱各旅行代理店にある所定の用紙に旅行計画書、参加者名簿を添えて事務室に提出し、証明を受けてください。

学費の納入について

在学中の学費は、経理課より毎年４月第１週を目途に、WEB 上のフォームにて登録されたメールアドレスにご案内をお送りする予定です。学費は分納することが可能で、分納の場合は後期納付金のご案内は次回納入時期にお送りする予定です。

尚、領収書については銀行振込の控えを以て代えさせていただいておりますが、税務処理などに必要の際は個別に発行させていただきますのでご相談ください。

学費の滞納は除籍となります。やむを得ない事情で期日までに納入できない場合は、すみやかに本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に相談してください。

学費納入方法に関するお問合わせ：財務部経理課（03-5802-1014）

その他学費に関するお問合わせ　：本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室（03-5802-1660）

保健医療学部学費一覧

区分	１年次（初年度）		２年次以降	
	一括納入合	分割納入（１期分）	一括納入	分割納入（１期分）
入　学　金	300,000 円	300,000 円	―	―
授　業　料	1,000,000 円	500,000 円	1,000,000 円	500,000 円
施設設備費	300,000 円	150,000 円	300,000 円	150,000 円
実験実習費	150,000 円	75,000 円	480,000 円	240,000 円
合　　計	1,750,000 円	1,025,000 円	1,780,000 円	890,000 円

※別途諸経費あり（自治会費、保護者会費、同窓会費、学生保険料、その他）

講義・実習・試験について

講義・実習・試験に関する注意事項は、以下の通りです。

① 学年歴は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日をもって 1 学年となります。

② 授業時間割は、学部・学年毎に配布される「時間割表」を参照してください。

③ 別に定める履修要項を参照のうえ、履修登録をしてください。

④ 講義担当者の都合等で休講となる場合や、講義の時間・教室・担当者に変更が生じた場合は、J-PASS 等により連絡します。

⑤ 試験の方法・日時は、学部・学年により異なります。履修要項及び J-PASS・学内掲示版を参照してください。

⑥ 試験中、試験監督者が学生の不正行為を発見してその事実を確認したときは、その学生を試験場外に退出させます。不正行為を行った学生は、当該試験期間中、当該科目以後のすべての試験科目を受験することができなくなり、当該試験期間中の試験もすべて無効となります。不正行為を行った学生については、その氏名を公表し、追・再試験は行いません。試験終了後においても、当該科目担当者が、不正行為があったと判断してその事実を確認したときは、当該試験期間中の試験はすべて無効となります。

⑦ 学生は修学年限の 2 倍を超えて在学することはできません。

服装・接遇・マナーについて

皆さんは順天堂大学の学生として、学内・学外を問わず一人前の大人として行動することが期待されています。本学では他を思いやり、慈しむ心「仁」の理念のもとに教育を実践しています。その中で、特に皆さんに心がけていただきたいこととして、服装・接遇・マナーを遵守することです。

本郷・お茶の水キャンパス内には、医学部附属順天堂医院を併設しています。この病院は教育実習機関であると同時に一般の患者さんのための病院でもあります。この立地の特性を理解し、患者さんや一般の方々からも好まれるような服装・接遇・マナーを身に付けてもらいたいと思います。

注意事項

① 大きな声を出したり、広がって道を歩いたりしないようにしましょう。特にキャンパス内では、患者さんや一般の方々が通路を歩いていたら、すみやかに道を譲りましょう。また、キャンパス内で患者さんから道を訪ねられたら、出来るだけその場所までご案内するようにしましょう。院内で不自由にしている患者さんを見かけた時は、進んで手を貸すなどして患者さんの良き援助者となってください。

② 男女ともに清潔で不快感を与えない頭髪・服装を心がけましょう。

③ 相手を不快な気持ちにさせないように、相手の立場になって考えて行動するようにしましょう。

大講義室・小講義室等の利用について

本郷・お茶の水キャンパスの教室使用については、下記の通りです。

教室の使用状況はオンライン上で公開していますので、学内掲示板のQRコードから確認してください。予約がない時間帯は自習室として開放しますが（実習室除く）、利用にあたっては以下のルールを厳守してください。

・自習室の長時間の離席や、荷物による友人分の席取りは禁止します。
・私物は一切置けませんので、置き忘れや紛失には十分に注意してください。
・共有のスペースです。他の利用者の迷惑にならないよう、マナーを守って使用してください。

自　習　室	御茶の水センタービル2階
小講義室	御茶の水センタービル4階
大講義室	御茶の水センタービル3階・6階・7階
実　習　室	御茶の水センタービル8階・9階 診療放射線学科実習棟2階・4階・5階・6階・7階・9階
国家試験対策室	御茶の水センタービル302～308・603・703 診療放射線学科実習棟101・801

※センチュリータワー内にも教室やランニングコモンズ等利用できる施設があります。

マルチメディア教室の利用について

センチュリータワー北棟８階にマルチメディア教室があります。情報処理、文書作成、インターネットによる情報検索、電子メール等のコンピュータ端末を使った様々な活動ができるよう整備されています。学内外のネットワークにつながっていますので、十分に責任をもって使用してください。

（１）利用時間

月曜～金曜　午前９時～午後６時 30 分まで　　※ 授業のない時間帯のみ利用可能

（２）閉室日

①　土曜日、日曜日、祝祭日および創立記念日（5 月 15 日）、年末年始休業期間

②　システム作業・メンテナンス等が必要と認めた日

（３）利用に際して

「マルチメディア教室利用案内」（利用マニュアル）をオリエンテーションで配布しますので、よく読んでご利用ください。

①　利用時は、周りの利用者に迷惑をかけないようにしましょう。

②　パソコン等の精密機器の取り扱いは十分に注意し、丁寧に使用してください。

③　教室内の設備および備品の持ち出しは厳禁です。

④　インストールされているソフトウェアのコピーは絶対にしないでください。

⑤　飲食物や水滴が機器類にかかったりこぼれたりすると、動作不良や故障の原因になるので、飲食物の持ち込みや教室内での飲食は絶対にしないでください。濡れた傘の持ち込みも禁止します。傘立てを利用してください。

⑥　静穏な環境保持のため、携帯電話の使用を禁じます。

⑦　荷物や貴重品等の管理は各自で行ってください。

2.学生生活における留意事項

緊急連絡先について

学生生活においては、いつ・どのようなトラブルに巻き込まれるか予測がつきません。万が一、緊急事態が発生した時は、「緊急事態発生時の連絡マニュアル」を参照のうえ、速やかに警察や消防への通報および本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に連絡してください。

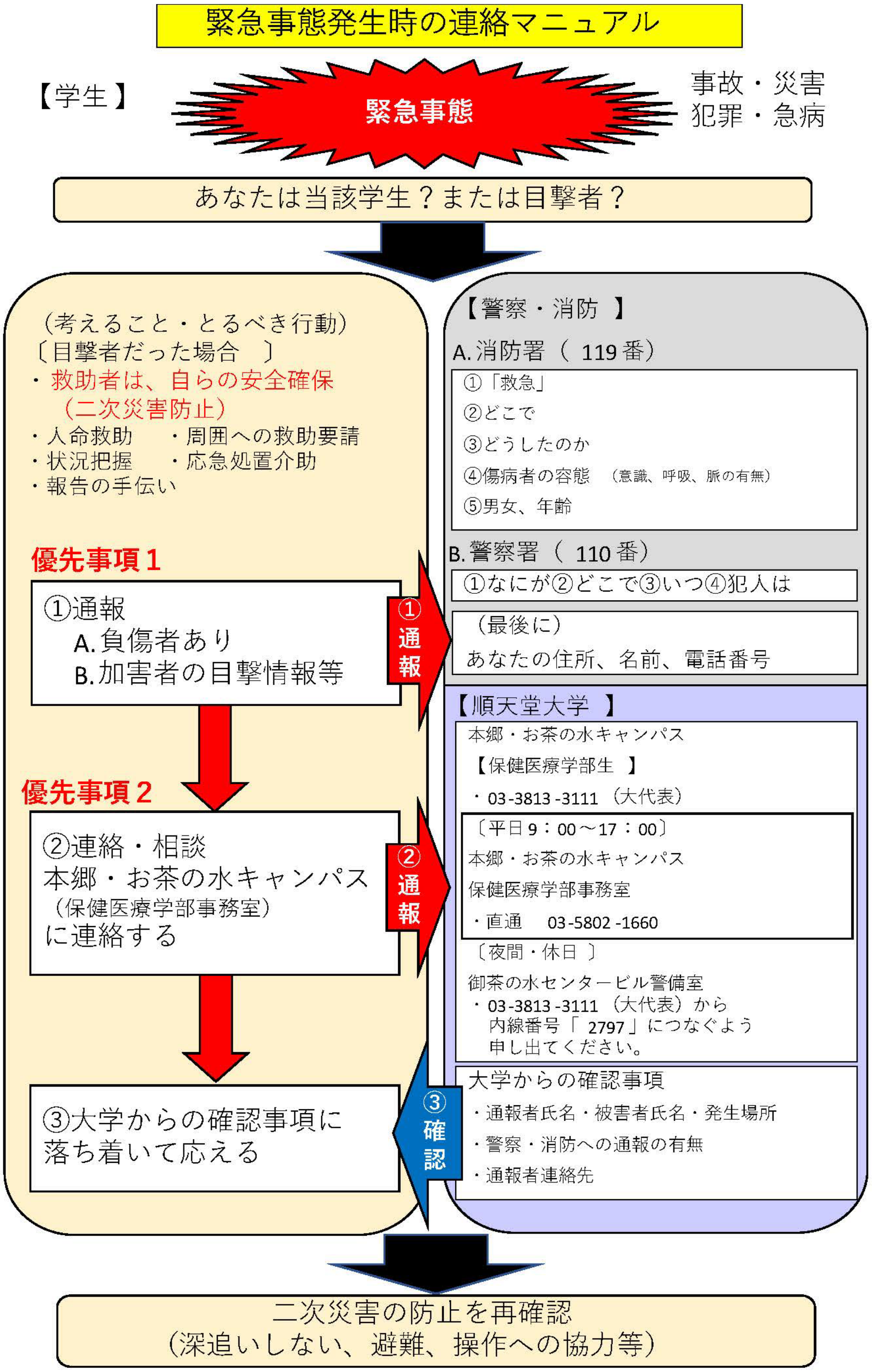

急病時対応フローチャートについて

怪我や急病発生時は、「急病時対応フローチャート」を参照のうえ、速やかに対応してください。

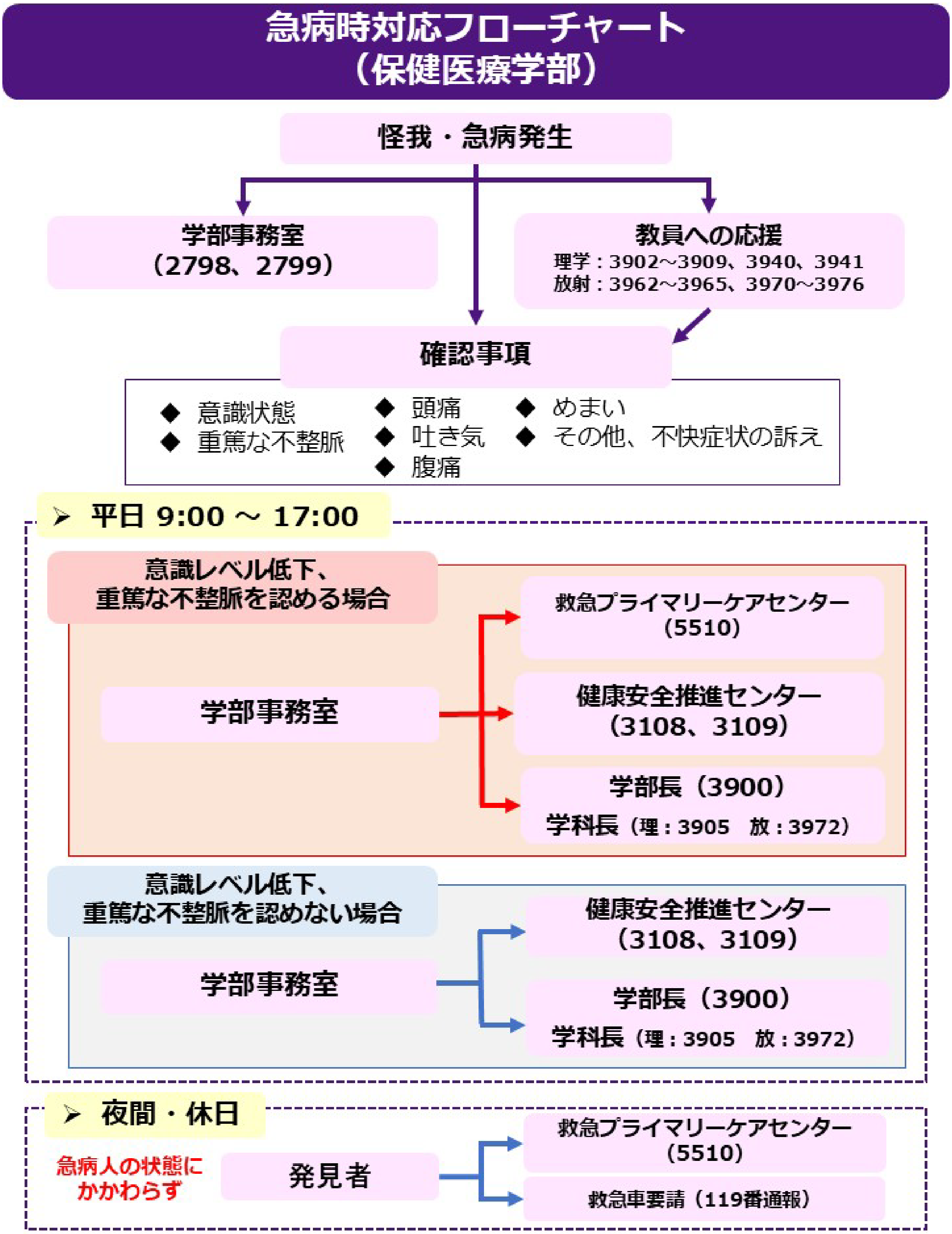

2026年3月　保健医療学部学生部

海外渡航・留学時における注意について

海外では、どこにどのような危険があるのかが十分に把握できないこともあるため、テロや暴動、盗難・紛失、病気・事故、過失や債務不履行に伴う損害賠償等、様々な被害に遭う可能性が高くなります。危険を感じる状況等を出来るだけ避け、常に危険等を予測してから行動するように心がけてください。自分の身は自分で守るという原則「自己責任」の心構えで、留学先地域の治安情勢、犯罪の傾向・手口、衛生状況や病気・医療に関する情報、風俗・習慣・国民性、現地の法令や法律等の社会情勢等、常に最新の情報収集を行うよう心がけてください。旅行保険への加入や在留登録（たびレジ･在留届）を必ず実施し、事故や犯罪等に巻き込まれた場合に、安否確認ができるようにしてください。

本学では、海外に渡航する場合には「海外渡航届」「海外渡航に関する誓約書」の提出を必須としています。個人旅行で渡航する場合においても、忘れずに提出するようにしてください。

大地震発生直後の基本行動

大地震が発生したら、むやみに動かず周囲の安全を確認し、冷静に行動することが大切です。大地震の発生直後と発生から数分間に皆さんが取るべき具体的な基本行動は次のとおりです。いざという時に、すぐに行動できるようにしておきましょう。

<table>
<tr><th></th><th>キャンパス内にいるとき</th><th>自宅にいるとき</th><th>通学中</th></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急地震速報を受信した時</td><td colspan="3">緊急地震速報は、速報を知ってから強い揺れが来るまで、長くても数秒から数十秒と極めて短く、また震源に近い所では情報が間に合わない場合もあることをよく認識しておく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・建物内では頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。
・あわてて外に飛び出さない。
・無理して火を消さない。</td><td rowspan="2">・屋外では、ブロック塀の倒壊等に注意する。
・看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルや建物から離れる。
・鉄道やバスなどに乗車中は、つり革や手すりにしっかりつかまる。</td></tr>
<tr><td>・エレベーターでは、最寄りの階に停止させて直ぐに降りる。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">大地震発生（一分以内）</td><td colspan="3">何処に居ても身の安全を守り、冷静に行動する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・窓の近くはガラスが割れて危険なので速やかに離れる。
・屋外にいる場合は、建物から離れ落下物に注意して安全な場所に避難する。
・近くに身を隠す場所がない場合は、蛍光灯などの落下物から頭を守るためにバッグや衣類などで頭を覆う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・大きな棚などは中のものが飛び出し危険なので離れる。
・机の下にもぐるなど身の安全を確保する。</td><td></td></tr>
<tr><td>・エレベーターでは、すぐに各階のボタンをすべて押し、停止した階で降りる。閉じこめられた場合は、非常ボタンを押し続け、救出を求める。
・学生も教職員も「机の下！」､「棚から離れて！」など、声をかける。
・薬品を使用している場合は、薬品から離れる。</td><td>・就寝中は、布団や枕などで頭を守り、転倒のおそれのある家具から離れる。
・風呂・トイレにいる場合は、ドアや窓を開け、避難経路を確保する（風呂・トイレは比較的安全な場所といわれている）。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">身の安全を確保しながら、次の行動（防火の確認・消火行動、負傷者の有無の確認、救急･救護行動）を想定する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>キャンパス内にいるとき</th><th>自宅にいるとき</th><th>通学中</th></tr>
<tr><td rowspan="3">揺れが収まってくる（一～二分後）</td><td colspan="3">地震の揺れが収まった後の行動のポイントは、
「自分の身の安全を確保する」・「２次災害の防止に努める」・「負傷者の救助にあたる」です。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【 基本行動 】
・冷静に落ち着いて行動する。
・建物は大丈夫か、火災は発生していないか、負傷者はいないかなど確認する。
・火災の場合は、自分の身が安全な範囲で初期消火に努める。
・負傷者がいる場合は、周囲に助けを求め、応急手当を行う。
【 自分が負傷した場合 】
・大声をあげて助けを求める。
・声が出ない場合は、大きな音を出すなどし、助けを求める。
【 行動のポイント 】
・火災が起きている場合は、タオルやハンカチで口を覆い避難する。
・エレベーターは使わず、階段を使用する。
・押し合うなど周囲の人の安全を脅かすことのないよう協力しあって避難する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【 ２次災害の防止 】
・ガス漏れ対策として、ガスの元栓をしめる。
・電気火災、漏電の対策として、配電盤のスイッチを切り、電気器具はプラグを抜く。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">揺れが収まってから</td><td rowspan="2">防災センター等の指示に従って行動する。</td><td>・指定避難場所に避難する。
・狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
・海の近くにいるときは、高所に避難する。
・津波から身を守る。</td><td rowspan="2">今いる場所から、
①大学に行くか
②自宅に行くか
③居住地域指定避難場所等に行くか
は、距離、自分の体力、周りの状況等を総合的に適切に判断する。移動は原則として徒歩で移動する。</td></tr>
<tr><td>大学近隣で１人暮らしの場合は、大学に行く。</td></tr>
<tr><td colspan="3">通信手段が復旧したら安否を家族や大学に知らせる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">大学に参集した学生は、防災センター等の指示に従い患者救護の補助に当たる。
◎大学には３日分の非常食と水を備蓄している。</td></tr>
</table>

急性アルコール中毒に注意しよう！

新入生歓迎会に始まり卒業生の送別会まで、学生生活の中ではアルコールを飲む機会が数多くあると思います。全国の大学で、急性アルコール中毒が原因として若い命が失われています。本学では、クラブ・同好会内での飲酒により急性アルコール中毒が発生した場合は、活動停止などの厳しい処分をとることにしています。飲酒時には次の事項に十分注意してください。

① 20 歳未満の飲酒は法律で禁止されています。絶対にしてはいけません。
② 体調の悪いときは、飲酒は控えるようにしましょう。
③ 度を過ぎた飲酒はやめましょう。
④ 飲めない相手には無理強いをしてはいけません。
⑤ 上級生に勧められても断る勇気を持ちましょう。
⑥ 一気飲みやコールはやめましょう。

（イッキ飲み防止連絡協議会ホームページより）

ハラスメント防止について

本学は「人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心」という「仁」の精神を学是としています。教育・研究・臨床を推進する国際的な機関として、セクシャル・ハラスメントをはじめ、いかなるハラスメントも容認しません。

匿名を背景にブログ等に悪意の書き込みを行うネット世界の「暴力」が年々増加し、書き込んだ人が刑事責任を追及されるなど社会問題になっています。また、他人に飲酒を強要、イッキ飲みや酔い潰しといったアルコールハラスメントも重要な問題です。ちょっとした軽い気持ちで起こした行動で、大切な友人を急性アルコール中毒により死亡させてしまった事故をニュースで見た人もいると思います。

ハラスメントの被害を受けた場合には、すみやかにハラスメント防止委員会相談員、教員、または本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室に相談してください。本学ではハラスメントに関して相談係がおります。事実関係を確認して公平に対処し、相談したことにより不利益な取り扱いを受けることはありません。また、相談者のプライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

■ハラスメントの定義

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

以下に一般的なハラスメントの定義を紹介します。

（１）セクシャルハラスメントとは？

セクシャルハラスメントとは、本人が意図する、しないに関わらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

（２）アカデミックハラスメントとは？

研究教育の場における権力を利用した嫌がらせです。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

（３）パワーハラスメントとは？

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

（４）アルコールハラスメントとは？

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

（５）モラルハラスメントとは？

言葉や態度、身振りや文書などによって、人間の尊厳を傷つけたり、肉体的・精神的に傷を負わせて、大学を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、大学の雰囲気を悪くさせることです。

（６）ジェンダー・ハラスメントとは？

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決めつけを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。本学には多様な用途で利用出来る多目的トイレが御茶の水センタービル 1 階と診療放射線学科実習棟 1 階に設置されておりますのでご利用ください。

■守秘義務

相談を通じて知り得た相談者の個人情報を、ハラスメント防止委員会の外部に漏らすことはありません。また、相談業務以外の目的で、個人情報を取扱うこともいたしません。

本学部は、来談者の皆さんとよりよい信頼関係を築くために、以下のような方針に基づいて、相談を行っています。

（１）関係者（保護者・教職員など）からの問い合わせ

相談者にとって、保護者・教職員・同僚・知人などに知られたくないことも少なくないと考えます。従って、相談者以外の問い合わせには、原則として応じないこととしています。

（２）例外として開示する場合

以上のような方針で相談業務を行いますが、次のような場合で、保健医療学部ハラスメント防止委員会が必要と判断したときには、この限りではありません。

◎生命・身体の安全に関わる場合。

◎他人の利害を著しく害する場合など。

（３）相談関係者へのお願い

相談内容が他者（特定・不特定多数に限らず）に知られる行為（例:インターネットの掲示板など）は相談の進行に支障が生じる場合がありますので厳に慎んでください。

SNS における注意事項について

「ハラスメント防止について」でも述べましたが、ブログやツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）を利用する際は、発言や書き込み内容については十分に留意し、他者を誹謗中傷したり偽情報を流布することは絶対にやめましょう。

特に個人の特定につながるような情報を記載することはやめましょう。学内での出来事や実習施設、教職員等について記載することは、記載された人や大学、実習施設に大きな迷惑をかけるトラブルにつながります。不適切な画像や書き込みを行ったことにより、逆に自身が誹謗中傷を受ける場合もあります。

本学では、ソーシャルメディア利用ガイドラインを設けています。順天堂の一員、そして社会の一員であることを自覚し、責任をもって利用しましょう。

順天堂大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

○　個人で利用する場合の留意点

1．順天堂の一員、そして社会の一員であることを自覚し、責任をもって利用しましょう。発言・投稿は、広く一般の目に触れることがあります。学生、研究者、教育機関の教職員、医療機関の従事者として、事実にもとづく正確な情報を伝えるように心がけ、資質を問われかねない軽率な発言や立場をわきまえない発言・投稿は行わないようにしてください。

2．ソーシャルメディアの利用については、法令や各サービスの利用規約を良く理解し、学内規則等を遵守した上で利用してください。

3．自分が投稿・発信した内容に対し責任を持たなければなりません。一度ネットワーク上に公開すると完全には削除できないことを認識し、思慮深い発言・投稿を行うとともに、自分自身及び発言・投稿中の第三者の名誉やプライバシーの保護に留意してください。

4．順天堂の関係者であることを明らかにしている場合には、自身の意見・見解が順天堂の意見・見解を代表・代弁するものではないことを明記してください。また発信した内容が社会から順天堂を代表する発信と受け取られることのないよう十分に注意してください。

(例) プロフィール「・・・。なお、発言は個人的なものであり、所属組織を代表するものではありません。」

5．断りなく他人の写真を利用したり、他人が著作権を持つものを利用するなど、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないように注意してください。

(本学のロゴマークの無断使用もこれに含まれます。)

6．閲覧者に敬意を払い、次のような情報の発信は行わないようにしてください。

(1) 誹謗中傷する内容

(2) 公序良俗に反する内容

(3) 他人のプライバシーに関する内容

(4) 人種、宗教、身体、病気、ジェンダー、思想、信条等に関する差別的な内容

(5) 違法・有害な内容

7．教職員が学生や受講者等に利用させる場合、自身のプライバシーの保護や発言の影響範囲に関して、十分な説明とリスク管理方法を周知徹底したうえで、事故が発生しないよう配慮してください。

8．立場上知り得た守秘義務のある情報を発信しないでください。但し「公益通報者保護法」に基づく情報の発信を妨げるものではありません。

9．ソーシャルメディアを介したコンピューターウイルスが存在します。ソフトやアプリの安易なダウンロードを避け、使用するパソコンやスマートフォンにはセキュリティソフトをインストール、OS・Webブラウザ等は最新のものに保つなどの対応を心掛けてください。

○　組織で利用する場合の留意点

1．一つのアカウントの複数者による利用は、発言の責任の所在、パスワード等の管理責任の所在が曖昧となり、なりすまし発言等の事故の原因になります。組織の責任者の承認を得た内容を決められた人が発信するという運用をしてください。

2．公式アカウントであることを明示するとともに運用ポリシーを策定し明示してください。

(例) ○○の公式アカウントです。○○についての情報を発信しています。お寄せいただいたご意見・ご質問にはお答えできないこともあります（原則お答えできません）のでご了承ください。

また、誹謗中傷や個人情報の書き込み等があった場合は削除する場合があります。

キャンパス敷地内全面禁煙について

本郷・お茶の水キャンパス敷地内は全面禁煙です。また、大学周辺は、「路上喫煙禁止地区」（立ち止まっての喫煙も禁止）　として文京区長が指定する「重点地域」です。喫煙は健康に悪影響を及ぼしますので、控えるようにしましょう。

（参考）

<u>健康増進法</u>（第五章第二節　受動喫煙の防止第二十五条）平成 15 年 4 月 1 日施行

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が 利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

危険ドラッグについて

「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」「デザイナーズドラッグ」などと称して販売されている薬物があります。しかし、その実体は危険な「違法ドラッグ」です。危険ドラッグを使用すると、自らの身体に悪影響を及ぼすばかりか、事故などにより他人を傷つけることもあり、絶対に許されるものではありません。

危険ドラッグは、繁華街やインターネットなどで「合法」「ハーブ」「お香」であると称して販売されていることがあり、軽い気持ちで手を出す人が少なくありません。「一度だけ」のつもりでも、繰り返し薬物に手を出してしまう特有の禁断症状が現れるため、更に乱用を繰り返すことになります。

危険ドラッグの誘惑は皆さんの身近にあります。もし誘われても、勇気をもってきっぱり断りましょう。また、本人にそのつもりは無くとも事件に巻き込まれる場合もあります。危険な場所には近づかないようにしましょう。

（厚生労働省ホームページより）

悪徳商法に注意しよう！

入学シーズンになると全国的に多発するのが悪徳商法です。言葉巧みに接してくるので十分に用心してください。万が一、契約をしてしまった場合は、クーリング・オフ制度ですみやかに対応しましょう。

（１）キャッチセールス商法

路上で話しかけられ、甘い言葉で何かを売りつけられる。

（２）アポイントメント商法

電話などで「貴方が＊＊に選ばれました（当選いたしました）。＊＊まで来てください。」等と誘われ、会ったが最後、高額な商品・会員券を強引に売りつけられる。

（３）士（さむらい）商法

電話等で「これからは＊＊士の時代。資格が簡単にとれる講座がある。」等と誘い、代金を振り込ませて何も送らない。

（４）マルチ商法

マルチ商法とは、先輩・友人・知人などに「必ずもうかる」、「稼げる仕事がある」と会員制ネットワークビジネスセミナーに誘われて販売組織に入会した人が、さらに別の人を入会させると利益が得られる仕組み、と称している商法です。

しかし、実際には別の人を加入させられず、多額の借金を抱え込んだり、友人・知人との人間関係を壊してしまった例が多々あります。

クーリング・オフ制度とは

この制度は、訪問販売で契約した商品・サービスが本当に必要かどうか、冷静に考え直すためのもので、購入契約の申込みや、契約した日を含めて８日以内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができるものです。

クーリング・オフは、電話ではなく必ず書面で通知してください。内容証明郵便、または簡易書留にしたハガキで通知してください。相談は消費者センターに問い合わせてください。

通知は書面で行うこと！

東京都消費生活総合センター　　電話：03-3235-1155　（平日・土）午前9時～午後5時
文京区消費生活センター　　電話：03-5803-1106　（平日）午前9時30分～午後4時

「特殊詐欺」に注意！

本学では、「特殊詐欺」を狙ったと思われる電話が学生にあったことが数件報告されています。いずれの場合も、保護者が本人と直接連絡・確認を取ったため、直接の被害はありませんでした。

しかし、最近では手口が多様化しています（例：交通事故を装った場合は、警察官、被害者の男性、保険会社の社員、泣いている女性、さらに効果音等々）。また、弁護士を名乗る等、かなり手の込んだやり方も現れているとのことであり、被害に遭わないためにも日頃から家族と連絡を取り合うようにしてください。

キャンパス内の所持品管理に注意！

大学では、所持品の管理は自分自身で注意しなければなりません。キャンパス内だからといって安易に所持品を放置せず、特に貴重品は常時携帯し、自己管理を徹底してください。

特に、クラブ・同好会の部室における盗難が多く報告されています。不在時は必ず施錠して、備品の管理を徹底してください。

もし盗難にあった場合は、キャッシュカード・クレジットカードはすみやかに使用停止の連絡をした後、必ず本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に届け出てください。

キャンパス内の落とし物・忘れ物は、最寄りの警備室または本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室を訪ねてください。

マスメディアへの出演について

マスメディアへの出演・掲載等は事前申告が必要です。

テレビ・ラジオ・舞台・映画等に出演したり、新聞・書籍・雑誌等に記事や写真が掲載されるような場合には、必ず事前に相談してください。

マスメディアの恐ろしいところは、たとえ事実とは反する歪められた形だったとしても、一旦、流されてしまったものを修正するのは容易ではないという点です。実際にファッション雑誌用にと言われて撮影された写真が低俗な風俗雑誌に掲載されてしまったというようなケースもあります。

軽々しく応じて、後々生活や学業に支障をきたすことがないよう熟慮し、もし出演するような場合は、取材・撮影日等に余裕を持って本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室まで申し出てください。

国民年金について

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内に住んでいる 20 歳から 60 歳までの方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

また、学生納付特例制度は、所得がない学生が将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることが出来なくなること等を防止するために、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度ですので、ぜひ活用しましょう。

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお近くの年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口まで問い合わせてください。

（参考 URL）　　日本年金機構　　http://www.nenkin.go.jp

カルトの勧誘に注意！

宗教等のカルト（反社会的行為を行う団体）の勧誘には十分に注意しなければなりません。大学の同好会関係者であるかのような素振りで勧誘員に声をかけられ、名前、住所、電話番号等の個人情報を教えたために、電話や深夜の訪問などによる、執拗で非常識な勧誘を受けるという被害が各地で起こっています。

「友達になろう」「パーティーに参加しない？」「テニスやらない？」等の話題や、カウンセリングやリラクゼーションを謳い、正体を隠してあなたに近づいてきます。時には不安感や恐怖感を煽り、そこから救う手を差し伸べて信用させ、勧誘してきます。

このような執拗な勧誘、そして被害に遭わないように注意しましょう。甘い言葉を安易に信じ込まず、物事を冷静に判断できる心構えを持って対処してください。

ブラックバイトに注意！

学生時代のアルバイト経験やボランティア活動は、現実の社会を学ぶ貴重な経験であり、学生にとっては豊かな人間形成のためにも 必要な機会であると考えます。

しかしながら、近年、労働時間や賃金など労働基準法で定められた基準を守らずにアルバイトを雇用する雇用者（ブラック企業）が増えています。このような「ブラックバイト」の被害に遭わないためにアルバイトを始める前には必ず労働条件を確認してください。特に働き始めてから「最初に聞いていた話と違っていた」とならないように、雇用者から契約書など書面をもらい、期間・仕事内容・賃金・待遇等については必ず確認してください。

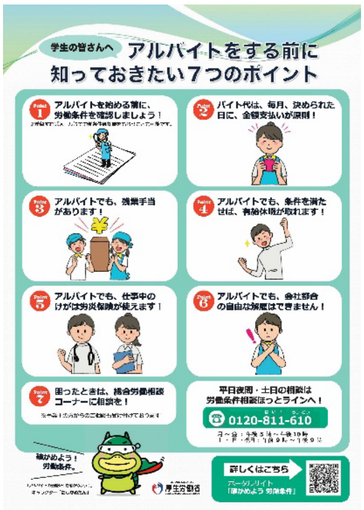

闇バイトの勧誘に注意！

SNS やインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られる等甘い言葉で募集しています。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯等、犯罪組織の手先として利用され犯罪者となってしまいます。

アルバイトを探すときは「高額」「即日現金」「高額即金」「副業」「ハンドキャリー」「書類を受け取るだけ」「行動確認・現地調査」等の言葉に注意してください。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。申し込み時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、闇バイトの可能性があります。

怪しいと思ったら友人や家族、本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室、警察に相談してください。

（警察庁ホームページ参照）

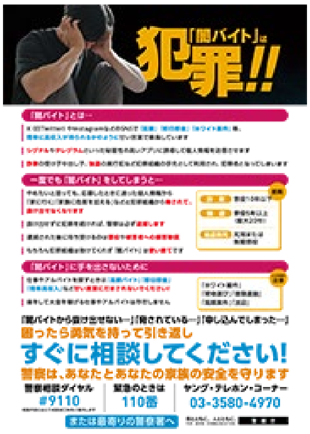

SNS 賭博や性犯罪に注意！

・SNS 賭博（オンラインカジノ等）は海外で合法的に運営されているものであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。

バカラ、スロット、スポーツベッティング等、その名称や内容にかかわらず、オンライン上で行われる賭博は犯罪です、絶対にやめましょう。

（警察庁ホームページ参照）

・性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、決して許されません。

相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、許されるものではありません。もし、自分が同意していない性的な行為をしたり、されたりしたらそれは性暴力です。

一人で抱え込まずに友人や家族、本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室、警察に相談してください。

（画像：男女共同参画局　ホームページ参照）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

（画像：警察庁・消費者庁参照）　　　　　　　　（画像：2 枚　男女共同参画参照）

自転車ヘルメットの着用

改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。
自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約 5 割が頭部に致命傷を負っています。
また自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は着用していた方に比べて令和元年から令和 5 年までの 5 年間の合計で約 1.9 倍高くなっています。
買い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。
（警察庁・都道府県警察ホームページ参照）

（厚生労働省ホームページより）

3.学生生活の支援

課外活動について

課外活動は、学生生活を有意義に送り、大学生として相応しい識見と人格を養い、その精神生活を豊かにすることを目的としています。本学では、各学部の自治会組織の下に運動系、文化系のクラブ・同好会があります。学生は課外活動の意義を十分に理解し、自分の趣味や適正等を考慮し、学業に支障を来さない程度に進んで参加するようにしてください。新たに課外活動団体の設立を希望する場合は、自治会または本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室にご相談ください。

課外活動団体に対する安全対策指導等について

本郷学生課では、課外活動団体に対して、安全対策等に対する学生の意識を高め、注意喚起を目的として、定期的に安全対策指導を行っています。

本郷学生課による指導内容

① 年１回、学生部委員会に主将・代表者等を招集し、安全対策等に関する指導を行う。
② （医学部）毎年クラブ活動報告書を作成し、教授会で学生活動に関する現状報告を行う。
③ 緊急連絡網を作成させ、事故発生時にはすみやかに学生部、部長・顧問に報告させる。

健康管理と健康相談

健康であるということは、勉学・課外活動等の学生生活を送る上での必要条件です。健康に対する自覚と病気に対する予防対策及び早期発見、早期治療に努めるよう心掛けましょう。

【定期健康診断】

本学では、毎年春季および秋季に定期健康診断を実施し、健康状態の把握とともに病気の早期発見治療に努めています。

【健康保険証】

病気・ケガ等で医療機関を受診した場合、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持っていれば窓口負担は 3 割で済みますが、持っていないと治療費を実費で支払うことになります。必ずマイナンバーカード（マイナ保険証）の交付を受けるようにしましょう。

【健康安全推進センターについて】

本学では学生の心身健康を管理し、かつ健康保持に関する相談等に対応するために、健康安全推進センターを設けています。健康安全推進センターでは学生の健康面の相談を受付けていますので、気軽に訪ね

てみてください。(5 頁を参照)

【学生相談室について】

学生生活を送る上でいろいろな悩みや不安について、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が一緒に考えていきます。開室のスケジュールは保健医療学部の HP で公開しています。(5 頁を参照)

保険について

学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員となり、本学学生は全員が加入しています。この保険の対象となる事故が発生した場合、直ちに本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に報告してください。事故発生から 30 日以内に報告がない場合、保険金が支払われない場合があるのですみやかに届け出るようにしてください。

保険の概要について

① 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以下総称して「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げている間を含みます。

ⅰ. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

ⅱ. 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間、または、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則した所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登攀やハンググライダーなど危険なスポーツを行っている間を除きます。

⑤　通学中
　大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます）により、住居と学校施設等との間を往復する間。
⑥　学校施設等相互間の移動中
　大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます）により、大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

⑦　賠償責任保険
　日本国内外において保険期間中に、学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上支払わなければならない損害賠償金をてん補限度額の範囲内で支払います。

【保険が支払われない場合】
　故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、 無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

【保険金の種類と金額】

<table>
<tr><th></th><th>死亡保険金</th><th>後遺障害保険金</th><th>医療保険金</th><th>入院加算金</th></tr>
<tr><td>正課中･学校行事中</td><td>2,000 万円</td><td>120 万円～3,000 万円</td><td>治療日数 1 日以上が対象
3 千円～30 万円</td><td rowspan="5">1 日につき
4,000 円</td></tr>
<tr><td>上記以外で学校施設内にいる間</td><td rowspan="4">1,000 万円</td><td rowspan="4">60 万円～1,500 万円</td><td rowspan="2">治療日数 14 日以上が対象
3 万円～30 万円</td></tr>
<tr><td>学校施設外で大学に届出た課外活動中</td></tr>
<tr><td>通学中</td><td rowspan="2">治療日数 4 日以上が対象
6 千円～30 万円</td></tr>
<tr><td>学校施設等相互間の移動中</td></tr>
</table>

学生総合保障制度
　保健医療学部では、他人に損害を与えてしまったり、事故により扶養者に万が一のことがあったりした場合のために「総合保障制度」に全員が加入しています。この保険の対象となる事故が発生した場合、直ちに本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に報告してください。

〈保険が適用される具体例〉
・他人に損害を与えた場合
・事故により扶養者に万が一のことがあった場合
・学生本人がケガをした場合
・地震に見舞われてケガなどをした場合

・学生本人が日射または熱射により障害を被った場合
・偶然な事故により他人から受託した財物の損害賠償責任を負った場合
・特定の感染症を発病した場合

【保険金額】

<table>
<tr><td rowspan="7">補償内容</td><td colspan="2">個人賠償責任保険金額</td><td>1 事故につき 1 億円（自己負担金額 0 円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">育英費用保険金</td><td>一括して 400 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ケガ</td><td>死亡・後遺障害保険金</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>入院保険金</td><td>1 日につき 1,000 円</td></tr>
<tr><td>通院保険金</td><td>1 日につき 500 円</td></tr>
<tr><td>手術保険金</td><td>〈入院中に受けた手術〉入院保険金日額の 10 倍
〈外来で受けた手術〉入院保険金日額の 5 倍</td></tr>
</table>

奨学金制度について

本学では、勉学意欲及び能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生や、家計が急変して学業の継続が困難となった学生に対し、学資の一部を貸与することによって経済的負担を軽減し、学業を継続させることを目的にした各種奨学金を扱っています。
募集時期等の詳細については、J-PASS に掲示するので、希望者は掲示を確認してください。

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構が「独立行政法人日本学生支援機構法」に基づき、人物学業ともに優秀であり、経済的理由のため修学困難な学生に貸与する制度です。
多子世帯の奨学金の詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。
「日本学生支援機構」のご案内
○ホームページアドレス　https://www.jasso.go.jp

その他の奨学金制度について

その他の奨学金制度については、制度によって金額や採用条件が異なりますので、J-PASS をご確認いただくか、本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室に相談してください。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

本学に入学・在学する学生の保護者の方は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込むことができます。「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を融資する公的な制度です。
「日本政策金融公庫ホームページ」のご案内
○ホームページアドレス　https://www.jfc.go.jp
※ホームページからも申込み可

修学援助基金

修学援助基金とは、在学生の学費支弁者に不慮の事故あるいは天災等により学費の支弁に困難が生じた場合、保護者会より、修学困難な学生に学資の一部を審査を経て支給する制度です。申請を希望する学生は、本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室まで申し出てください。

【月　　額】保健医療学部保護者会より 35,000 円

【支払方法】指定口座に振り込み

【返済義務】なし

学生生活を支える学内施設とサービス

学内には、センチュリータワー地下 1 階に食堂があります。経済援助の面からできるだけ安価に、また食生活改善の面から栄養バランスのとれた内容の食事ができるよう配慮されています。

また、1 号館 1 階には、ホテルのレストランで培ったノウハウを生かしたサービスや料理を提供する「ＨＩＬＬＴＯＰ」。D棟 1 階には「グリーンテラスカフェ」、7 号館には「ダイニング」「カフェ」等があり、バラエティー豊富な食事が提供されています。

① 食堂

（場所）　センチュリータワー地下 1 階　※定休日　日・祝・学内指定休

（営業時間）　平日　11：15～14：30

土曜　11：15～14：00　※奇数月のみ営業、第二土曜日は休み

② レストラン「ＨＩＬＬＴＯＰ」

（場所）　1 号館 1 階

（営業時間）　平日・土曜　8：00～18：30　※L.O 18：00、第二土曜日は休み

日曜・祝日　11：00～18：30　※L.O 18：00

③ グリーンテラスカフェ

（場所）　D 棟 1 階

（営業時間）　8：00～18：30　※年中無休

④ ダイニング

（場所）　7 号館 2 階　※定休日　日・祝・学内指定休

（営業時間）　平日　11：15～14：00

土曜　11：15～14：00　※偶数月のみ営業、第二土曜日は休み

⑤　　カフェ

（場所）　　　7号館1階　※定休日　日・祝・学内指定休

（営業時間）　平日　　8：30～17：00　※食事提供は11：00～16：00

⑥　順天堂厚生寮

（1）順天堂軽井沢セミナーハウス

（所在地）　長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東129-2　　（電話）　0267-42-0046

（厚生寮利用料金）　1泊朝食付　学生2,000円～4,000円

（申込み先）　学内専用ホームページ

（2）箱根・芦ノ湖セミナーハウス

（所在地）神奈川県足柄下郡箱根町箱根571-14-2　　　（電話）0460-83-9220

（厚生寮利用料金）3,000円～4,000円

（申込み先）　学内専用ホームページ

⑦　キャッシュコーナー（ATM）

（場所）　　1号館 地下1階ナチュラルローソン内

B棟　1階ナチュラルローソン内

4.学術メディアセンターの利用に関して

はじめに

学術メディアセンターは、本学における教育・研究の目的を達成するために必要な図書、雑誌、その他の学術情報を収集・整理するとともに、学生や教職員等の利用に供することを任務とする施設です。

これからの学生生活において、学術メディアセンターを学習や調査研究等の情報収集の場として、また豊かな人格形成の場として、学生生活をいっそう充実したものにするために、積極的に利用しましょう。

本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンター　ウェブサイト
https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/hongou/

「本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンター利用の手引き」

本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンターをご活用いただくための利用の手引きです。当センターの特徴や蔵書検索の方法、電子ジャーナル・電子書籍の利用方法などを紹介しています。

「本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンター」 ⇒ 「利用案内」 ⇒ 「利用の手引き」

利用にあたって

学術メディアセンターは本学の学生は自由に入館できます。入口で学生証（ネームプレート）を、IC カードリーダーにタッチするとゲートが開いて入館できます。

① 出入口には、「図書無断持出防止装置」を設置しています。入館は入口ゲート、退館は出口ゲートを通過してください。
② 貸出手続をしないで資料を館外へ持ち出そうとすると、出口ゲートでブザーが鳴りロックされます。持ち物によっては誤作動も考えられますので、その際は原因究明にご協力ください。

（平　日）　 8：30　～　23：00
（土曜日）　12：00　～　19：00
（日曜日）　13：00　～　17：00

（休館日）　国民の祝日、年末年始、創立記念日(5 月 15 日)
その他必要に応じての臨時休館や、開館時間が変更となる場合があります。
ウェブサイトの「開館カレンダー」や、学内掲示をご確認ください。

センチュリータワー9 階　（入口は南フロア）

（南フロア）　医学図書Ⅰ（Q.自然科学 ～ QT.生理学)、国際教養学図書・雑誌、看護学図書・雑誌、辞書・参考図書、本学教職員著作図書、和文雑誌、順天堂関連資料、DVD 資料、新聞
（北フロア）　医学図書Ⅱ（QV.薬理学 ～ WZ.医学史）

電子資料（電子書籍・電子ジャーナル・データベース）は、順天堂大学学術メディアセンターのウェブサイトから閲覧できます。自宅等の学外やスマートフォン等からも、学内認証を経て閲覧できます。

貸出・返却について

貸出・返却

1．貸出は、閲覧カウンターで行います。
学生証（ネームプレート）と資料を、閲覧カウンターに提示してください。

2．貸出冊数は 5 冊まで、貸出期間は 2 週間です。

3．１点でも延滞資料がある間は新たな貸出はできません。返却期限を守ってください。

4．返却は、閲覧カウンターで行います。資料を閲覧カウンターに返却してください。閉館後や休日等は、センチュリータワー1 階奥の図書返却ポストに返却してください。

こんなときは？

1．更新手続

Q．期限内に読めなかったので、貸出期間を延長して欲しいのですが？
A．返却期限内に、資料と学生証（ネームプレート）を持参して閲覧カウンターで手続きいただくか、学術メディアセンターのウェブサイト「My Library」にログインして貸出更新手続きができます。他の予約がある資料は、貸出期間の延長はできません。

2．取り寄せ・ 予約手続き

Q．読みたい資料が本郷・お茶の水キャンパス以外の他キャンパスの所蔵や、貸出中の場合は、どうすればよいのですか？
A．閲覧カウンターで手続きいただくか、「My Library」から取り寄せ・予約を登録できます。資料の用意ができましたら、メールで連絡いたします。

3．購入希望の申込み

Q．学術メディアセンターに、受け入れて欲しい資料があるのですが？
A．本学に所蔵していない資料で、購入の希望がある場合は、「図書購入希望申込書」に記入のうえ、閲覧カウンターに提出してください。購入には一定の条件と、受け入れて利用できるまで時間がかかります。

4．他大学図書館の利用

Q．本学にない資料を、閲覧したいのですが？
A．紹介状を発行しますので、閲覧カウンターでご相談ください。なお図書館間で協定を結んでいる「明治大学中央図書館（7 月と 1 月は、試験期間のため利用不可)」、「文京医学図書館コンソーシアム加盟館（日本医科大学中央図書館、東京科学大学御茶ノ水図書館、東京大学医学図書館、文京学院大学本郷図書館)」では、学生証（ネームプレート）の提示で、閲覧・複写の利用が可能です。必ず各大学図書館のウェブサイトで、最新の利用条件等をご確認のうえ訪問ください。
訪問が難しい図書館の資料は、複写料金と送料がかかりますが、求める資料の複写物を取り寄せることが可能です。詳細は、閲覧カウンターでご相談ください。

5.こんなときは？　Q&A

こんなときは？ Ｑ＆Ａ

事　　　項	取扱窓口	摘　　　要
学生証を再発行したい	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	証明書自動発行機で申請書を購入し、必要事項を記入して事務室に提出してください。
合理的配慮申請を検討したい	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	まずは担任教員にご相談ください。その後、申請を希望する場合は、保健医療学部事務室へ必要書類をご提出いただきます。
学生割引証を取得したい	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	JR 等で片道 100 ㎞を越えて乗車する場合に利用できます。1 回に 3 枚、年間 10 枚まで発行可能です。証明書自動発行機で発行してください。
通学証明書を取得したい	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	学生証の裏面が通学証明書となっています。紙の証明書を希望される場合は、事務室に相談してください。
団体旅行割引を利用したい	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	JR・旅行社等で申込用紙をもらい事務室に提出してください。
学内で落し物を拾った	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	直ちに届けてください。
学内で忘れ物をした	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	直ちに届け出てください。
学内で盗難にあった	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	直ちに届け出てください。
自転車で通学したい	本郷学生課	自転車駐輪許可申請書にて申請してください。
自動車または自動二輪車で通学したい	—	自動車・自動二輪車の通学は禁止です。但し、身体の障害により自動車での通学がやむを得ない場合等については、相談してください。
本人または保護者の住所・電話番号 が変わった	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	直ちに JUNTENDO PASSPORT で「学籍情報変更申請」を行い、事務室に「住所変更届」を提出してください。
氏名を変更した	本郷・お茶の水キャンパス 保健医療学部事務室	直ちに窓口に連絡のうえ、事務室に「住民票記載事項証明書」をご持参いただき、「氏名変更届」をご提出ください。

事　　項	取扱窓口	摘　　要
保証人が変更になった	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	直ちに窓口に連絡のうえ、JUNTENDO PASSPORTで「学籍情報変更申請」を行い、別途必要な書類の提出がありますので事務室に問い合わせてください。
課外活動団体に入部したい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	団体代表者に直接連絡をとるか、事務室に相談してください。
新しく課外活動団体を結成したい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	各学部自治会または事務室に相談してください。
課外活動団体で合宿や遠征を実施したい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	「事前・事後報告書」を提出してください。
その他、課外活動団体の諸問題	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	先輩または部長・顧問の先生、学生部委員、事務室に気軽に相談してください。
大学の施設・備品を使用したい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	希望日時の使用が可能か確認のうえ、許可を得てください。部活動・同好会で日の出体育館を利用したい場合、利用月の前々月の1日までに浦安・日の出キャンパス事務室及び浦安・日の出キャンパススポーツセンターへメールで申請が必要です。早めに事務室に問い合わせてください。
大学厚生寮を利用したい	給与厚生課	学内ポータルサイトの給与厚生課のページ「セミナーハウス予約」画面よりお申込みください。
学内で掲示をしたい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	許可印を受けてください。課外活動団体に関わる物は自治会の許可を受けてください。
色々な問題で悩んでいる	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	健康安全推進センター・学生相談室・担任教員・学生部委員・担任・事務室等気軽に相談に来てください。
履修に関して聞きたいことがある	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	相談に来てください。
試験日程を知りたい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	学年歴・J-PASS・学内掲示版を参照してください。
試験時間に遅刻した	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	試験開始後30分以上遅れると受験できないので 注意してください。

事　　項	取扱窓口	摘　　要
試験を欠席したので追試験を受けたい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	入院を伴う病気やケガ、交通機関の突発事故、忌引等やむを得ない事由があると認められた場合のみ受験できます。
休講・補講等の連絡はどのように行うのか	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	J-PASS の掲示板に注意してください。（電話での問い合わせには一切応じません）
講義を欠席する、欠席した場合どうすればよいか	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	「欠席届」を科目担当者へ提出してください。
休学・復学・退学・海外留学等に関すること	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	相談に来てください。
アルバイトの紹介を受けたい	―	アルバイトの斡旋はしていません。
奨学金を受けたい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	相談に来てください。
学内でケガをした、身体に異常を感じた	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	健康安全推進センターや教職員にご相談ください。健康安全推進センターと連携して対応します。
学生保険の適用を受けたい	本郷・お茶の水キャンパス保健医療学部事務室	正規授業中や、課外活動等でケガをした場合、保険の対象になるので直ちに届けてください。
最近、身体の調子が良くない	健康安全推進センター 学生相談室	健康安全推進センターや学生相談室で適宜健康相談を行っています。気軽に相談に来てください。
貸出図書を紛失または破損した	学術メディアセンター	資料を紛失・破損した場合、すみやかにお申し出ください。原則として同じ資料を購入していただきます。
学術メディアセンターで借りたい本が期限内に読めなかったので延長したい	学術メディアセンター	貸出期限内に、閲覧カウンターまたは「MyLibrary」で手続きをしてください。予約者がいない場合のみ、2 週間の延長ができます。
学術メディアセンターで読みたい本が貸出中だったので、返却されたら知らせて欲しい	学術メディアセンター	「MyLibrary」で予約をしてください。返却されましたら、順天堂メール宛にお知らせします。
こういう本を学術メディアセンターに入れて欲しい	学術メディアセンター	「図書購入申込書」をカウンターに提出してください。
本を返却に来たら学術メディアセンターが閉まっていた	学術メディアセンター	センチュリータワー1 階にある「返却ポスト」に入れてください。

６.順天堂大学学則・懲戒規程

大学学則

大学学則は順天堂大学 HP に掲載していますのでご確認ください。

（URL）

https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/

（トップ　＞　順天堂大学について　＞　広報・情報公開　＞　情報公開（基本情報）　＞　順天堂大学学則）

（お問い合わせ）

〒　113-0033

東京都文京区本郷3-2-12

順天堂大学保健医療学部事務室

＜メールアドレス＞

hokeniryou@juntendo.ac.jp

＜電話番号＞

03-5802-1660

順天堂大学学生懲戒処分に関する規程

制定　令和７年７月１日
改正　令和７年10月１日

（目的）
第１条　この規程は、順天堂大学学則第65条並びに順天堂大学大学院学則第29条の３及び第29条の４の規定に基づき、学生に対する懲戒処分の方針、手続き等について必要な事項を定める。
（懲戒処分の対象となる者）
第２条　この規程において懲戒処分の対象となる者とは、学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）とする。
２　出入国管理及び難民認定法の定めによる留学の在留資格をもって本学に在籍する者（外国人留学生）の取扱いは別に定めるもののほか、この規程を適用する。
３　研究生（外国人研究生を含む）、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いは別に定める。
（懲戒処分の考え方）
第３条　懲戒処分は、学生が第５条に定める懲戒処分の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分を全うさせるために、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条に基づき行うものとする。
２　懲戒処分は、懲戒処分の対象となる行為の態様、結果、故意又は過失の程度、本学及び社会に与える影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。
３　懲戒処分により学生に課す不利益は、懲戒処分の目的を達成するため、必要な限度にとどめるものとする。
（懲戒処分の対象とする期間）
第４条　懲戒処分の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。
（懲戒処分の対象となる行為）
第５条　懲戒処分の対象となる学生の行為（以下「対象行為」という。）は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　刑罰法令その他の法令に違反する行為
(2)　交通法規に違反する行為
(3)　ハラスメント行為その他人権を侵害する行為
(4)　コンピュータ又はネットワークを不正使用する行為
(5)　情報倫理に反する行為
(6)　学問上の倫理又は研究倫理に反する行為
(7)　試験等における不正行為
(8)　本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為
(9)　本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
(10)　その他学生としての本分に反する行為
（懲戒処分の種類と処分基準）
第６条　懲戒処分の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　譴責　文書又は口頭により注意を与え、将来を戒める。
(2)　停学　始末書を提出させ、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止する。
(3)　退学　学生としての身分を失効させる。この場合、再入学は認めない。
２　停学の期間は、無期又は６ヶ月以内の有期とする。
３　停学の期間は、在学年限に算入するが、修業年限には参入しない。ただし、３ヶ月以内の停学の場合に限り、停学期間を修業年限に算入することができる。
４　停学の期間には、夏期休業、冬期休業その他休業日を含むものとする。
５　停学の解除は、当該学生の反省の度合い、学修意欲等を勘案の上、学長が決定する。ただし、無期の停学の処分を下された場合の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して６ヶ月以内とすることができない。
６　停学期間中の授業料は、納付しなければならない。
（懲戒処分の量定）

第７条　懲戒処分の量定は、別表（第５条関係）（以下「別表」という。）に定める標準例に準拠し、行為者の状態並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。
２　懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に則し、別表に定める懲戒処分に加重軽減することがある。
３　前２項の規定にかかわらず、別表に掲げられていない懲戒対象行為についても別表に照らして判断し相当の懲戒処分を行う。

（厳重注意）

第８条　学長は、懲戒処分に付さない場合でも、教育的指導の観点から、口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。
２　厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

（自宅待機）

第９条　学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)は、その所属する学生について懲戒処分の対象となる行為（以下「対象行為」という。）又はその疑いがあると認められる事案を把握した場合、当該学生に関して学籍異動に係る手続きを留保し、必要に応じて自宅待機を命ずることができる。その場合は、速やかに学長に報告するものとする。
２　前項の自宅待機を命じる場合、当該学部長等は、当該学生に対する教育的配慮を行うよう努めるものとする。
３　自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

（事実関係の調査）

第10条　学部長等は、対象行為をし、または対象行為をした疑いがあると認められる学生及び対象行為に関係があると思われる者（以下「関係者」という。）に対して事情聴取を行う等の方法により事実関係を明らかにするための調査を行う。
２　学部長等は、必要と認めるときは、事実関係を明らかにするために調査委員会を設置する。

（調査委員会の調査及び審議）

第11条　調査委員会は、学部長等が委員及び委員長を指名し、速やかに当該事案に係る事実関係の調査及び審議を行う。
２　調査委員会は、当該学生への事実確認及び事情聴取に当たっては、当該学生に弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合又は自己に有利な証拠を提出する等の弁明をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとする。
３　調査委員会は、当該学生への事実確認及び事情聴取に当たっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者（弁護士を含む。）の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。
４　調査委員会は、当該学生への事実確認及び事情聴取にあたっては、前二項の事項について、当該学生に明確に伝えなければならない。
５　調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。
６　調査委員会は、必要に応じて委員会以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
７　調査委員会委員、その他手続きに関わるすべての者は、その職務上知り得た情報に関する秘密を厳守し、当該学生及び関係者のプライバシー及び人権の保護に努めなければならない。その職を退いたときも同様とする。
８　調査委員会は、公開しない。
９　学部長等は、調査委員会の調査及び審議結果を基に、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容について学長に報告する。

（懲戒処分の決定）

第12条　学長は、前条第９項の報告に基づき、懲戒処分を要する場合に懲戒処分を決定する。

（学生及び保証人への通知）

第13条　学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生及びその保証人に対して処分の内容を文書により通知する。ただし、文書による通知により難い場合には、相当と認められる方法により通知を行う。
２　懲戒処分は、前項により当該学生に通知した日から発効する。ただし、学長が特段の事情があり、やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

（学籍異動）

第14条　学生の懲戒処分に関する事案が調査され、その処分又は不処分が決定するまでの間は、当該学生の学籍異動の取扱い（退学届の受理を含む。）を留保する。
２　停学処分は、退学の申出を妨げない。ただし、当該処分に係る事案の解明その他の正当な事情があ

る場合は、必要な期間その取扱いを留保することができる。
3　停学中に退学した学生について再入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。
4　停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。
5　休学中の学生が被懲戒学生となる場合は、当該学生の休学を取り消すことができる。
（異議申立て）
第15条　懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由がある場合には、処分の通知を受領した日の翌日から30日以内に学長に対し、処分に対する異議申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に異議申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。
2　異議申立てをしようとする学生は、異議申立書を学長に提出しなければならない。
3　学長は、再調査の必要があると認めるときは、再調査委員会に調査及び審議を付託することとし、当該懲戒処分を審査した委員会と構成員を変えた再調査委員会を設置し、第11条に規定する手続きを経るものとする。
4　再調査委員会は、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、異議申立ての棄却を求める旨の勧告を学長に行う。
5　再調査委員会は、懲戒処分の内容が相当ではないと判断した場合は、懲戒処分の取り消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。
6　学長は前二項の勧告を受けた場合、再調査委員会の審議内容を、異議申し立てをした学生に通知する。
7　異議申立てをした学生は、前項の決定に対して再度異議申立てを行うことができない。
8　異議申立により、懲戒処分の効力は停止する。ただし、異議申立ての審査及び異議に要した期間は、停学期間に参入することができる。
（事務）
第16条　学生の懲戒処分に関する事務は、各キャンパス事務室又はキャンパス学生課においてこれを行う。
（改廃）
第17条　この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて理事長の承認を得て学長がこれを行う。
（雑則）
第18条　この規程に定めるもののほか、学生の懲戒処分に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、令和７年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年10月１日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	第５条第１項各号に規定する行為の例	厳重注意	譴責	停学（有期）	停学（無期）	退学
(1) 犯罪行為等	殺人、強盗、不同意性交、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為			○	○	○
	傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、横領、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為		○	○	○	○
	痴漢、のぞき、公然わいせつ、不同意わいせつ、青少年保護条例等違反行為、盗撮、盗撮写真の譲渡・流布等その他の迷惑防止条例等違反行為		○	○	○	○

区分	第５条第１項各号に	厳	譴	停学		退
	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の違法薬物（危険ドラッグを含む）等の所持、使用、売買又はその仲介行為等		○	○	○	○
	ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第２条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の悪質な行為		○	○	○	○
	前項以外の犯罪行為	○	○	○		
（2） 交通法規に違反する行為	無免許運転、酒気帯び運転、酒酔い運転、著しい速度超過、ひき逃げ等悪質な交通違反行為			○	○	○
	前項以外の交通法規違反行為	○ １ 回 目	○	○	○	
（3） ハラスメント行為等	ハラスメント及びその他人権を侵害する行為		○	○	○	○
（4） コンピュータ又はネットワークの不正使用	コンピュータ又はネットワークの意図的な不正使用（学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み、ソフトウェアの違反コピー等）			○	○	○
	インターネットを利用した公序良俗に反する行為（第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報・不適切な画像の掲載又は送信、ソフトウェア著作権等の知的財産権の侵害等）		○	○	○	○
	本学のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為		○	○	○	
（5） 情報倫理に反する行為	授業、研究等で知り得た個人情報又は機密情報を第三者に漏洩する行為（漏洩に繋がる行為を含む）		○	○	○	○
（6） 学問上の倫理又は研究倫理に反する行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等学問上の倫理又は研究倫理に反する行為		○	○	○	○
（7） 試験等における不正行為	試験場（オンライン受験の場合は受験する場所）におけるカンニング行為		○	○	○	
	参照を許可された書籍、ノートその他の物件を試験中に貸し借りする行為		○	○		

区分	第５条第１項各号に	厳	譴	停学		退
	他人に代わって受験すること又は他人を代わりに受験させる行為		○	○	○	
	試験中に他人の答案を見ること、他人に答案を見せること又は他人から答えを教わること又は答案を交換する行為		○	○		
	あらかじめ許可された場合を除き、参考書やノート等、携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末、電子辞書、ＩＣレコーダー、電卓等の電子機器類を持ち込んだり、使用したりする行為		○	○		
	成績評価に係るレポート（卒業論文等を含む。）において、他人の著作物を盗用すること、実験や調査結果のデータを捏造・偽造すること、又は他人が作成したレポート・著作物を自分のものとして提出する行為		○	○	○	
	その他試験の不正行為に関する全てのほう助行為、科目担当教員又は試験監督者の注意又は指示に従わない等の公正な試験実施を害する行為		○	○	○	
（8） 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為	本学の教育研究活動や管理運営を妨害する行為、又は本学職員の円滑な職務執行を害する行為		○	○	○	○
	本学敷地内における悪質な勧誘行為（マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動等の勧誘、営業行為を含む。）		○	○	○	○
	著作権、特許権等の知的財産権の侵害行為		○	○	○	○
（9） 本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為			○	○	○	○
（10） その他学生としての本分に反する行為	飲酒を強要し死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為			○	○	○
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為		○	○	○	
	満20歳未満の者と知りながら飲酒及び喫煙を勧める行為	○ 1回目	○ 2回目	○		
	満20歳未満の学生の飲酒及び喫煙行為	○ 1回目	○ 2回目	○		

7. キャンパス・附属病院マップ

キャンパス・附属病院マップ

● 本郷・お茶の水キャンパス、順天堂大学医学部附属順天堂医院

本郷・お茶の水キャンパス
〒113-8421　東京都文京区本郷 2－1－1

順天堂大学医学部附属順天堂医院
〒113-8431　東京都文京区本郷 3－1－3
TEL　03-3813-3111（大代表）
JR・地下鉄 御茶ノ水駅下車　　徒歩 3 分
地下鉄　　　新御茶ノ水駅下車　徒歩 7 分
バス「順天堂病院前」下車

● さくらキャンパス

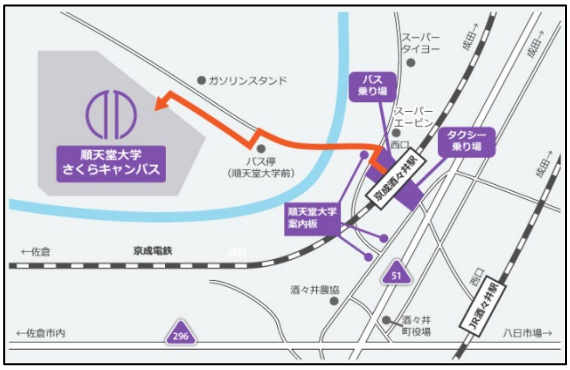

〒270-1695　千葉県印西市平賀学園台 1－1
TEL　0476-98-1001（代表）

京成酒々井駅下車　徒歩 20 分　または
バス 5 分
「順天堂大学さくらキャンパス正面玄関前」下車

● 浦安キャンパス

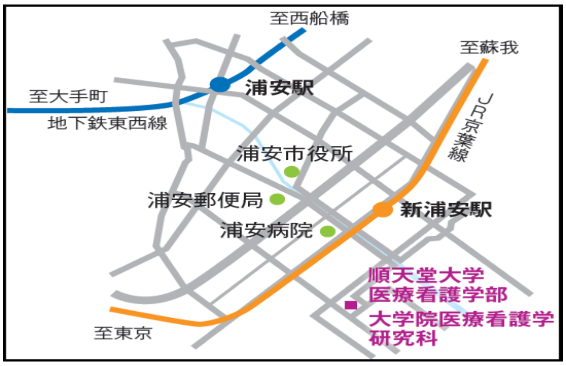

〒279-0023　千葉県浦安市高洲 2－5－1
TEL　047-355-3111（代表）

JR 新浦安駅下車
バス「順天堂大学入口」下車　徒歩 2 分

● 三島キャンパス

〒411-8787　静岡県三島市大宮町 3－7－33

TEL　055-991-3111（代表）

JR 三島駅下車　徒歩 10 分

●浦安・日の出キャンパス

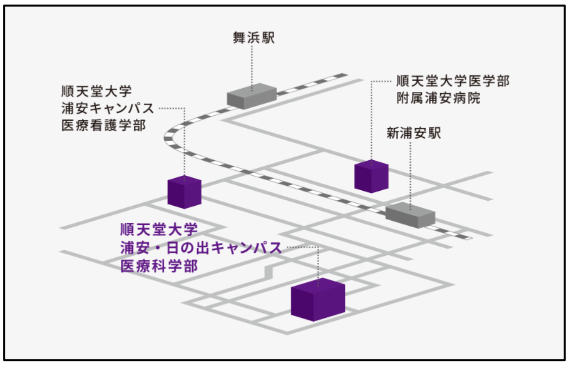

〒279-0013　千葉県浦安市日の出 6－8－1

TEL　047-354-3311（代表）

JR 新浦安駅下車

バス 7 分「順天堂・日の出 正門」下車　徒歩 1 分

「順天堂・日の出 東口」下車　徒歩 5 分

● 順天堂大学医学部附属静岡病院

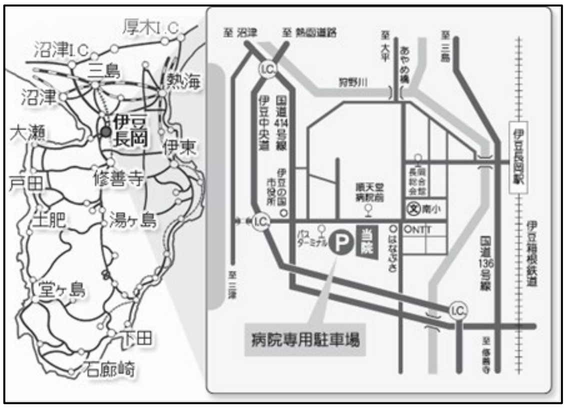

〒410-2295　静岡県伊豆の国市長岡 1129 番地

TEL　055-948-3111（代表）

JR 三島駅にて伊豆箱根鉄道に乗り換えて

伊豆長岡駅下車、「伊豆長岡駅」よりバス 5 分

「順天堂病院前」下車

● 順天堂大学医学部附属浦安病院

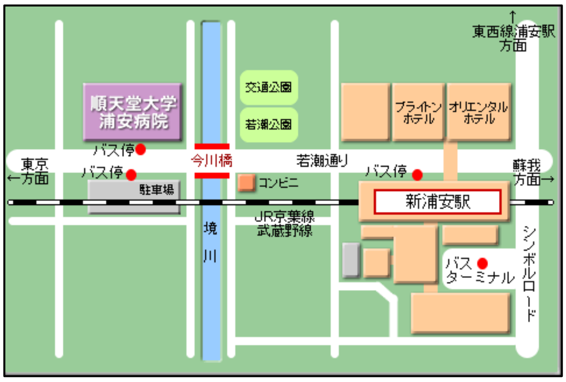

〒279-0021　千葉県浦安市富岡 2－1－1

TEL　047-353-3111（大代表）

JR 新浦安駅下車　徒歩 12 分またはバス 2 分

浦安駅よりバス 12 分「順天堂病院前」下車

● 順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院

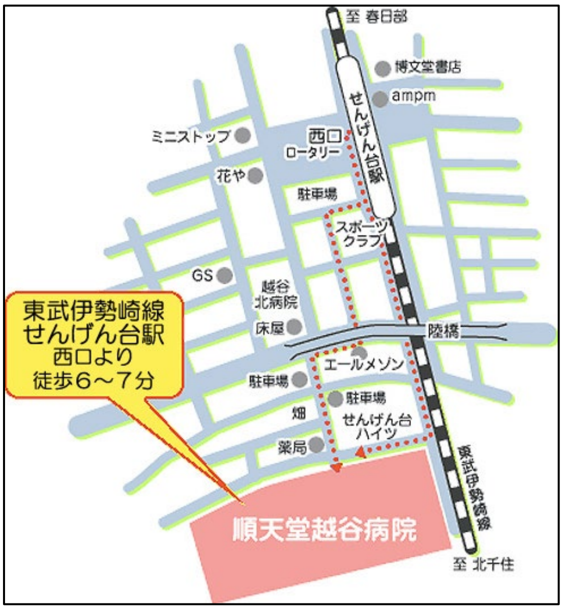

〒343-0032　埼玉県越谷市袋山 560 番地

TEL　048-975-0321（大代表）

東武スカイツリーラインせんげん台駅下車　徒歩 6 分

● 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター

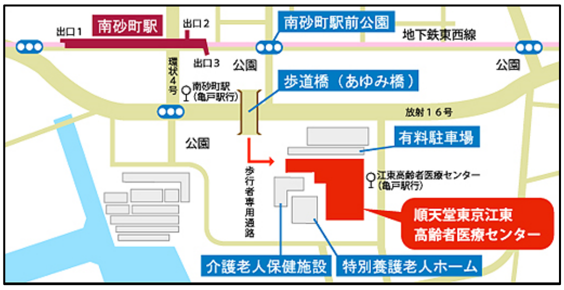

〒136-0075　東京都江東区新砂 3－3－20

TEL　03-5632-3111（代表）

地下鉄南砂町駅下車　徒歩 8 分

● 順天堂大学医学部附属練馬病院

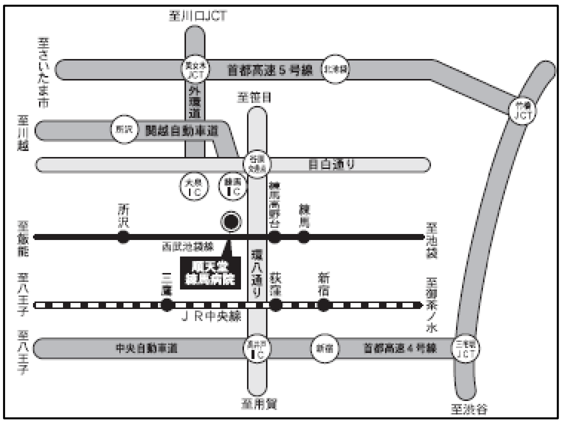

〒177-8251　東京都練馬区高野台 3－1－10

TEL　03-5923-3111（代表）

西武池袋線練馬高野台駅下車　徒歩約 3 分

順天堂大学 本郷・お茶の水キャンパス
保健医療学部学生生活案内 2026

2026（令和 8）年 4 月 1 日
発 行　順　天　堂　大　学
編 集　順天堂大学保健医療学部

〒113-0033　東京都文京区本郷 3－2－12